

健危管第237号  
令和5年（2023年）5月2日

熊本県新型インフルエンザ対策協議会委員 各位

熊本県健康福祉部健康危機管理課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類感染症への位置づけ変更に伴う県民へのチラシについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症への位置づけが5類感染症へ変更されます。位置づけ変更後も「基本的な感染対策」、「体調に異変を感じた場合の対応」及び「感染への備え」について広く県民に周知することが必要です。

つきましては、別添のとおり「5月8日からの新型コロナウイルス感染症への対応」についてのチラシを作成しましたので、貴所内への設置及び関係機関、事業所等への周知等について御協力をお願いします。

**【問合せ先】**

健康危機管理課感染症対策第二班

担当：吉元、澁田、嶋田

TEL：096-333-2478

# 5月8日からの新型コロナウイルス感染症への対応

## 1. 基本的な感染対策はどうしたらいいの？

- ・次のポイントを踏まえ、自主的に行っていただきますようお願いします。
- ・その際、周りの方を感染から守るという思いやりをお願いします。

### マスクの着用

- ・個人の判断が基本。
- ・次の場合は、着用を推奨。  
医療機関を受診する時  
医療機関・高齢者施設等への訪問時  
混雑した電車やバスに乗車する時

### 手洗い等の手指衛生 換気

- ・基本的感染対策として、引き続き有効。

### 「三つの密」の回避 人と人の距離の確保

- ・流行期では、高齢者等の重症化リスクの高い方は、次の場面等避けることが感染防止対策として有効。  
換気の悪い場所、混雑した場所、  
近接した会話

## 2. 症状があり新型コロナかもと思ったらどうしたらいいの？

- ・かかりつけ医等の医療機関に、まずは電話で相談しましょう。
- ・受診先に迷う場合は、「受診相談専用ダイヤル」に電話してください。
- ・療養中の体調急変時等は、「健康相談専用ダイヤル」にご相談ください。  
(緊急性の高い場合は119番に電話してください。)

<5/8~9/30の移行期間中の流れ>



※療養期間(外出を控える期間)は、個人の判断が基本となりますが、発症後5日間、かつ、症状軽快後24時間が経過するまでは、外出を控えていただくことが推奨されています。

## 3. 感染に備えて、どんな準備をしておけばいいの？

- ・検査キット・薬・生活必需品の準備をしておきましょう。

### 検査キット

- 「体外診断用医薬品」、「第1類医薬品」
- × 「研究用」

### 薬

市販の解熱鎮痛剤、常用している薬

### 生活必需品

体温計、日持ちする食料品 など

